

神奈川県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画に基づき、医療施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業)

第2条 補助の対象とする事業は、次のとおりとする。

(1) 救命救急センター設備整備事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備実施について」に基づく次の事業

ア 救命救急センター設備整備事業

イ 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業

(2) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」に基づく次の事業

ア 小児医療施設設備整備事業

イ 周産期医療施設設備整備事業

(3) 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づく次の事業

ア 地域災害拠点病院設備整備事業

イ N B C 災害・テロ対策設備整備事業

ウ 医療施設非常用通信設備整備事業

エ 災害拠点精神科病院等設備等整備事業

オ 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業

(事業者)

第3条 補助の対象とする事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業区分毎に、第2欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

(補助の対象年度)

第4条 対象となる施設整備が多年度にわたる場合は、原則として、最終年度又は事業量の最も多い年度を補助対象とする。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、次により算定する。

ア 別表2の第1欄に定める事業区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄

に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。ただし、予算の範囲内において交付額に調整率を乗じることがある。

2 前項の基準額は、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱に準じるものとし、厚生労働省から新たに当該要綱が示された場合には、必要に応じて、この要綱を改正する。

（交付基礎額の下限）

第6条 交付の決定において、別表3の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付（算定）基礎額の対象としないものとする。

（利益等の排除）

第7条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く。）

(2) 利益等排除の方法は、次のとおりとする。

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単

独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(申請書の提出)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1号様式に必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 補助金の交付決定を受けた後に、第5条第2項の要綱改正について通知を受け、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、事業者は第2号様式に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（公的団体又は民間団体にあたっては30万円）以上の機械及び器具については、厚生労働省告示「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。
- (10) 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。ただし、第2条第3号ウに規定する医療施設非常用通信設備整備事業において、神奈川県衛星通信設備整備補助金交付要綱に基づく補助を受ける場合を除く。
- (12) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第11条 前条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、第3号様式に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載し知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、第4号様式に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1ヵ月を経過した日（第11条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助金の額の確定（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助事業により取得、又は効用の増加した財産の処分の制限期間が経過するまで保管しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（書類の提出部数）

第17条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は2部とする。

（届出事項）

第18条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

（書類の経由）

第19条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月6日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

1 事業区分	2 事業者
救命救急センター設備整備事業 小児医療施設設備整備事業 周産期医療施設設備整備事業 地域災害拠点病院設備整備事業	知事の要請を受けた病院の開設者であって、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、厚生労働大臣が適当と認める者とは、地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。）
病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業 NBC災害・テロ対策設備整備事業	知事の要請を受けた病院の開設者であって、地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、厚生労働大臣が適当と認める者とは、地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。）
医療施設非常用通信設備整備事業	救命救急センター、周産期母子医療センター、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者であって、厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、厚生労働大臣が適当と認める者とは、地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。）
災害拠点精神科病院等設備等整備事業	知事の要請を受けた災害拠点精神科病院の開設者及びDPA T先遣隊を有する病院の開設者であって、地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び

	厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、厚生労働大臣が適当と認める者とは、地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。）
災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	知事と災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する協定を締結している医療機関の開設者であって、地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、厚生労働大臣が適当と認める者とは、地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。）

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
救命救急センター設備整備事業	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。)</p> <p>1 か所当たり 256,300千円</p> <p>ただし、30床未満の場合は、1床あたり8,470千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり44,000千円を加算することができる。</p> <p>(2)心臓病専用医療機器</p> <p>1 か所当たり</p> <p>62,856千円</p> <p>(3)脳卒中専用医療機器</p> <p>1 か所当たり</p> <p>62,856千円</p> <p>(4)小児救急専用医療機器</p> <p>1 か所当たり</p> <p>62,856千円</p> <p>(5)重症外傷専用医療機器</p> <p>1 か所当たり</p> <p>62,856千円</p>	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	3分の2
病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業	1 か所当たり 26,966千円	第二次救急医療機関における病院救急車及び病院救急車に搭載	2分の1

		する医療機器等の購入費	
小児医療施設設備整備事業	1 か所当たり 33,000千円 NICUに必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,900千円にNICU1床あたり1,650千円を加算した額とする。 ただし、16,500千円を限度とする。	小児医療施設として必要な医療機器等(NICUに必要な医療機器を含む。)の購入費	3分の2
周産期医療施設設備整備事業	1 か所当たり 46,925千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(MFICUに必要な医療機器を含む。)の購入費	3分の2
地域災害拠点病院設備整備事業	1 か所当たり 19,224千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3分の2
	1 か所当たり 31,865千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。)	緊急車輛(緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費	3分の1
NBC災害・テロ対策設備整備事業	1 か所当たり 33,762千円	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	10分の10
医療施設非常用通信設備整備事業	1 か所当たり 741千円	災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費	3分の1
災害拠点精神科病院等設備等整備事業	1 か所当たり 8,676千円	災害拠点精神科病院及びDPAT先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	2分の1
災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	医療機器等 1 か所当たり 19,224千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備	3分の1

		の購入費	
	緊急車両 1か所当たり 31,685千円	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費	

別表 3

1 事業区分	2 下限額	
救命救急センター設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
小児医療施設設備整備事業	1品につき	100千円
周産期医療施設設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
地域災害拠点病院設備整備事業（医療機器等に限る。）	1か所につき	100千円
医療施設非常用通信設備整備事業	1か所につき	33千円
災害拠点精神科病院等設備等整備事業	1か所につき	100千円